

総務省を騙った同様の手口による詐欺事件事例

- (1) 平成21年2月5日発生 鹿児島県大隅地域
鹿児島県大隅地域に住む高齢者宅を男が突然訪れ、「総務省推進事務局」と書かれた名刺を渡し、「地上デジタル放送を観られるようにする。」と言って家に上がり込み、テレビを点検し工事代金を請求、高齢者は29,800円を支払った。
この高齢者宅は昨年から地上デジタル放送を視聴できる状況にあったため、必要のない工事であり、家族から鹿児島県消費生活センターに連絡があり、センターから当局へ通報があったことから発覚した。
- (2) 平成21年2月12日発生 熊本県玉名市
玉名市に住む高齢者宅を男が訪問し、「総務省推進事務局指定」と書かれた名刺を見せながら、「テレビを診せてほしい。」と言って上がり込み、テレビやビデオ等を診た上で、総務省地上デジタル放送協会推薦事務局を連絡先にした「地上波デジタル放送早期着工工事及び返還金申込書」を渡して工事代金を請求し、翌日に代金を受取ろうとしたもの。
高齢者の家族が不審に思い、玉名市役所に相談し、玉名市役所から熊本県テレビ受信者支援センターに連絡があり、同センターから当局へ通報があったことから発覚した。
- (3) 平成21年3月2日発生 熊本市
熊本市内に住む高齢者宅を男(注)が訪問し、「総務省推進事務局」と書かれた名刺を渡し、「地上デジタル放送を見るためには、変換プラグの取付けが必要。お宅はまだ名簿に載っていないので来た。このままでは地デジが見られなくなる。」と言って家に上がり込みテレビを点検し、「地上波デジタル放送返還金申込書」と書かれた請求書により代金を請求。その際、「地デジ放送協会加盟金の30,000円については、後日、申請すれば返す。」と言った。
高齢者は89,600円(「変換プラグ取付け費用」59,600円及び「地デジ放送協会加盟金」30,000円)をその場で支払った。
翌日(3月3日)、被害者から熊本県消費生活センターへ連絡があり、センターから当局へ通報があり発覚した。
- (注) 被害者によると年齢40代半ば、身長175cm程度、紺色の作業着とのこと
- (4) 平成21年3月7日発生 鹿児島市
鹿児島市内に住む男性(年齢不明)宅を男が訪問し、「地デジ放送協会加盟金」3万円を支払うよう請求を受けた。男性は自宅がまだ地上デジタル対応のテレビではなかったことから、男が言うがままに3万円を支払った。また、男は「この加盟金については、2週間程度したら書類が届くので、口座番号等を記載し返送したら返金する。薄型テレビを購入するときは半額になる。」とも言った。
3月12日、被害に遭った男性は不審に思い、鹿児島市市民相談センターに相談。市民相談センターから鹿児島市消費生活センターに連絡があり、消費生活センターから当局へ通報があり発覚した。「地デジ放送協会」は実在せず、総務省を騙った悪質な詐欺事件であることが判明した。